

【ポスター発表】

Coercive control (強圧的コントロール) の理解とその重要性

—女性支援の進展に向けて—

○ 神戸市看護大学／大阪公立大学客員研究員 岩本 華子 (6144)

増井 香名子 (日本福祉大学／大阪公立大学客員研究員・7166)

キーワード: Coercive control (強圧的コントロール)・女性支援新法・DV と支配の理解

1. 研究目的

2024年4月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行された。現在、日本では新法に基づく多機関連携による支援の進展が期待されている。厚生労働省社会・援護局総務課女性支援室(2024)によると、令和4年度に女性相談支援センター及び女性相談支援員(旧婦人相談所及び旧婦人相談員)が受付けた来所相談内容の内訳は、「夫等」「交際相手等」を合わせた暴力被害が46.5%であり、女性相談支援センター(旧婦人相談所)における一時保護では「夫等」「交際相手等」を合わせた暴力被害が71.8%である。このことから女性支援ではDVと支配への理解が欠かせない。DV防止法では配偶者からの暴力を身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動と定義している。一方、英国のDomestic Abuse Act 2021ではDVを、身体的又は性的虐待、暴力的又は脅迫的な行動、支配的又は強圧的な行動(coercive behaviour)、経済的虐待、心理的、感情的、その他の虐待と定義している。これはStark(2007)によるCoercive control(強圧的コントロール)を土台とした定義であり、日本よりも幅広く加害者による行動を捉えている。

そこで本研究では、今後の女性支援の進展に向け、強圧的コントロールについて先行研究の整理を行い、理解を深めるとともに、その重要性を述べる。

2. 研究の視点および方法

本研究の視点としてCoercive control(以下強圧的コントロール)を用いる。本研究は欧米の強圧的コントロールの広まりや強圧的コントロールとして用いられる加害者による手口(戦術)を明らかにするため、Stark(2007)やKatz(2022)等を用いて文献研究を行う。

3. 倫理的配慮

日本社会福祉学会研究倫理規程を遵守した。本研究が文献研究であるため、自説と他説の峻別にはとくに注意した。結果の公表にあたり共同研究者から公表の許可を得ている。本報告に関連し、開示すべきCOI関係にある企業等はありません。

4. 研究結果

Starkは強圧的コントロールを、加害者による被害者の自由を奪い、自己感覚を奪おう

とする行動パターンとして説明している。Starkの提唱以来、強圧的コントロールはDVの本質を理解する言葉としてイングランド、オーストラリア、米国の各州等で用いられ、イングランドでは2015年に強圧的コントロールを犯罪とする重大犯罪法が施行された。

Stark(2007)では、強圧的コントロールとは、通常、威嚇や孤立、辱め、搾取、規制、女性の日常生活の営みを細かく管理する手口(戦術)がとられるとされている。Katz(2022)は、DV加害者による強圧的コントロールの手口(戦術)と行動を具体的に挙げている(表.)。さらにKatz(2022)は、強圧的コントロールの手口(戦術)と行動が単独で評価されれば「虐待」として検出されないかもしれないため、加害者の行動のパターンとその累積的な影響を考慮することの重要性について述べている。

表. 強圧的コントロールの手口(戦術)と行動の例 Katz(2022)をもとに発表者作成

手口(戦術)	行動の例(一部)
感情的・心理的虐待	・被害者が加害者の望むよう行動し、感じるように習慣づけるために、報酬と罰のシステムの一部として、愛情、楽しい時間、感情的な冷淡さ、感情的な残酷さを組み合わせて使用する
時間、空間、移動のコントロール(被害者の日常生活、日課、選択、外見、行動の「マイクロマネジメント」を含む)	・被害者が望む以上に加害者と一緒に過ごすよう強制する ・結婚や新しい地域への移転等人生を左右する行動を強制する ・被害者から交通手段など通常の日常生活に必要な資源を奪う
監視およびストーカー行為(デジタル技術を使用した場合を含む)	・被害者を監視・尾行する ・被害者のプライバシーを奪う
性的虐待	・レイプや性的強制 ・被害者の性的尊厳を貶め、尊厳を奪う
経済的暴力	・被害者の就労、事業、就学を妨害すること ・生活費の支払い、家計、子どもの養育費の負担を拒否する
支援源からの孤立(家族、友人、専門家などを含む)	・被害者が支援を受けることを明示的に禁止する ・被害者が支援を受けるための現実的な障壁を作る
信仰に基づく虐待、精神的虐待	・被害者の宗教的実践を妨げる
(オンラインおよび対面で)他人を操り手なずける	・加害者が被害者を否定的に見せ、その人格に対する疑いを生じさせるための偽りの物語を作ること
制度、機関、サービスを悪用し、被害者を脅かし、信用を落とし、危害を加える	例えば、刑事司法制度、移民に関する規制、家庭裁判所、民事裁判所、学校、銀行システム、医療/精神保健サービス、社会サービス、宗教機関、住宅サービス、慈善団体、NGO等
違法行為の強要	・被害者に違法行為を強要し、常に従順でなければ被害者の違法行為を警察に公表すると脅す
被害者やその家族(ペットも含む)、財産に対する物理的虐待、暴力、殺傷	・壁に投げつける、突き飛ばす、投げ倒す、階段から落とす、走行中の車から降ろす ・拘束や土下座、長時間の正座 ・睡眠を奪う、休息を奪い疲労困憊させる、排尿や排せつ行為、生理の処理などを尊厳ある方法で行うことを奪う

5. 考察

強圧的コントロールは、被害者の様々な側面へダメージを与える加害者の行動を幅広く捉えることができる概念であることが示された。日本の女性支援において、この概念の普及は重要である。また被害を聴く際には、強圧的コントロールの理解をもとに、加害者の多様な行動とパターンを見ること、被害者への累積的な影響を考慮することが必要である。

文献

- Katz, Emma(2022) *Coercive Control in Children's and Mothers' Live*, Oxford University Press.
 厚生労働省社会・援護局総務課女性支援室(2024)「困難な問題を抱える女性への支援について」(<https://www.mhlw.go.jp/content/001253693.pdf>, 2024.6.16).
 Stark, Evan(2007) *Coercive Control: The Entrapment Of Women In Personal Life*, Oxford University Pres.
 本研究は JSPS 科研費 20K02262、23K22206 の助成を受けて行った。